

議案第 25 号

石垣市手数料徴収条例の一部を改正する条例

石垣市手数料徴収条例(平成 12 年石垣市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

別表中「

(39) 介護保険法第 115 条の 45 の 5 第 1 項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業者の指定申請手数料	1 件につき 5,000 円
(40) 介護保険法第 115 条の 45 の 6 第 1 項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業者の指定更新申請手数料	1 件につき 3,000 円
(41) 図面等の写しの交付手数料	地籍図 1 件につき 300 円 航空写真及び地籍図に航空写真を重ね合わせたもの 1 件につき 600 円
(42) その他の証明手数料	1 件につき 300 円

」を「

(39) 介護保険法第 115 条の 22 第 1 項の規定による指定介護予防支援事業者の指定申請手数料	1 件につき 20,000 円
(40) 介護保険法第 115 条の 31 において準用する同法第 70 条の 2 第 1 項の規定による指定介護予防支援事業者の指定更新申請手数料	1 件につき 9,000 円
(41) 介護保険法第 115 条の 45 の 5 第 1 項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業者の指定申請手数料	1 件につき 5,000 円
(42) 介護保険法第 115 条の 45 の 6 第 1 項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業者の指定更新申請手数料	1 件につき 3,000 円
(43) 図面等の写しの交付手数料	地籍図 1 件につき 300 円 航空写真及び地籍図に航空写真を重ね合わせたもの 1 件につき 600 円
(44) その他の証明手数料	1 件につき 300 円

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する

令和 8 年 2 月 27 日提出

石垣市長 中 山 義 隆

理 由

介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業者が介護予防支援を実施することが可能となったことに伴い、指定申請手数料及び指定更新申請手数料に関する規定を整備するため、条例を一部改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市手数料徴収条例(平成12年石垣市条例第25号)の新旧対照表

現行		改正案	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
手数料の種類	金額	手数料の種類	金額
(略)	(略)	(略)	(略)
(39) 介護保険法第115条の45の5第1項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業者の指定申請手数料	1件につき 5,000円	(39) <u>介護保険法第115条の22第1項の規定による指定介護予防支援事業者の指定申請手数料</u>	1件につき 20,000円
(40) 介護保険法第115条の45の6第1項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業者の指定更新申請手数料	1件につき 3,000円	(40) <u>介護保険法第115条の31において準用する同法第70条の2第1項の規定による指定介護予防支援事業者の指定更新申請手数料</u>	1件につき 9,000円
(41) 図面等の写しの交付手数料	地籍図 1件につき 300円 航空写真及び地籍図に航空写真を重ね合	(41) 介護保険法第115条の45の5第1項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業者の指定申請手数料	1件につき 5,000円

	<p>わせたもの</p> <p>1件につき 600円</p>		
(42) その他の証明手数料	1件につき 3,000円	(42) 介護保険法第115条の45の6第1項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業者の指定更新申請手数料	1件につき 3,000円
		(43) 図面等の写しの交付手数料	<p>地籍図</p> <p>1件につき 300円</p> <p>航空写真及び地籍図に航空写真を重ね合わせたもの</p> <p>1件につき 600円</p>
		(44) その他の証明手数料	1件につき 300円